

## 5 佐藤英行議員

- 1 生活困窮者自立支援について
- 2 原子力防災について
- 3 泊原子力発電所の安全対策について



### 1 生活困窮者自立支援について

市民自治を考える会の佐藤です。

日本の貧困率は厚生労働省の国民基礎調査によると国民全世帯の16%にのぼっています。

しかしながら、一方最後のセーフティーネットと言われている生活保護の受給率は3%となっております。

貧困世帯のうち生活保護を受給しているのは20%にしか過ぎません。

2015年4月生活困窮者に対する自立に向けた包括的な支援を実施することを目的とした生活困窮者自立支援制度が施行されました。

経済的困窮者、社会的孤立者を早期に把握、そして必要な支援につなげていくという、生活保護の手前のセーフティーネットを充実するためであったものが、当初の内容から縮小されています。

福祉事務所が設置されている自治体の実施機関となっておりますが、岩内町には福祉事務所がありません。

そこでお伺いいたします。

生活保護者及び生活困窮者の定義は。

岩内町における生活保護受給世帯は何世帯か。

岩内町における生活困窮者自立支援はどこが相談窓口になっているのか。

これまでの相談件数は。

どのような支援内容なのか。

岩内町は、町税の徴収率や国民健康保険税の収納率は低く、公共料金の滞納もあります。そのような中で相談するにも相談しにくい方もいると思います。

支援を必要とする人が確実に支援へ向かっていくために、積極的に出向く支援への相談が必要だと思います。

そのためには役場内の関係機関が情報共有することが必要と考えます。

平成28年度の状況についてお伺いします。

国保滞納件数は。

町税滞納件数は。

国保資格証明書発行件数は。

国保短期証発行件数は。

上下水道滞納件数は。

給水停止執行件数は。

就学援助の要保護、準要保護の件数は。

町営住宅の家賃の滞納件数は。

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の担当、町税担当、国民健康保険担当、教育委員会、町営住宅担当、水道事業部門など役場内関係部署が情報共有し生活困窮者の自立支援にあたるべきではないか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、生活保護者及び生活困窮者の定義についてであります。

生活保護者については、生活保護法において、法律の目的を、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することと定めており、この目的を達成するため、同法の規定により、被保護者と要保護者に区分して定義され、被保護者は、現に保護を受けている者、要保護者は、現に保護を受けているといないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者と定義されております。

また、生活困窮者については、生活困窮者自立支援法の規定により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義されております。

2 項めは、岩内町における生活保護受給世帯は、何世帯かについてであります。

岩内町における生活保護受給世帯は、平成29年11月末現在で、604世帯となっております。

3 項めは、岩内町における生活困窮者自立支援はどこが相談窓口になっているのかについてであります。

生活困窮者自立支援法では、福祉事務所を設置していない町村については、都道府県が、自立支援に係る事業を行うこととなっております。

したがって、岩内町における生活困窮者自立支援の相談窓口は、一義的には、北海道となりますが、同法において、都道府県以外の者に委託することができることから、北海道においては、後志管内の町村を対象とした相談窓口として、NPO法人への委託により、余市町内に、くらし・しごと相談処しりべしを設置しております。

4 項めの、これまでの相談件数はと、5 項めの、どのような支援内容なのかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

生活困窮者自立支援法の規定では、支援について、生活困窮者自立相談支援事業と、生活困窮者住居確保給付金の支給とに区分されており、このうち、生活困窮者自立相談支援事業については、平成27年4月の相談窓口の開設以降、平成29年3月末時点までで、相談件数は12件と伺っており、支援内容については、支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行うというものとなっております。

また、生活困窮者住居確保給付金の支給については、同様に平成29年3月末時点までで、相談件数は0件と伺っており、支援内容は、離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行うというものとなっております。

6 項めの国保滞納件数から13 項めの町営住宅の家賃の滞納件数までについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

なお、滞納件数については、国民健康保険税、町税、町営住宅の家賃は、平成28年度決算における収入未済額に対応する件数で、水道料金・下水道使用料は、平成28年度決算において、納期限が到来していないものを控除した、未収額に対応する件数でお答えいたします。

平成28年度の各状況については、国民健康保険税滞納件数が、571件、町税滞納件数が、1,026件、国民健康保険被保険者資格証明書発行件数が、0

件、国民健康保険短期被保険者証発行件数が、103件、水道料金滞納件数が、1,352件、下水道使用料滞納件数が、216件、給水停止執行件数が、7件、就学援助の要保護・準要保護については、教育委員会に確認した件数となりますが、要保護が、63件、準要保護が、186件、町営住宅の家賃の滞納件数が、165件となっております。

14項めは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の担当、町税担当、国民健康保険担当、教育委員会、町営住宅担当、水道事業部門など、役場内関係部署が情報共有し、生活困窮者の自立支援にあたるべきではないかについてであります。

生活困窮者の自立支援については、先にお答えしましたとおり、生活困窮者自立支援法の規定から、北海道が委託し、実施している、くらし・しごと相談処しりべしが正式な相談窓口となります。

しかしながら、生活に困窮されている方の多くは、まず、居住している市町村の窓口で相談されることから、本町では、民生部保健福祉課、社会福祉担当を中心として、相談を伺っているところであります。

ご質問の関係部署の情報共有については、法律の規定による守秘義務などから、個人情報として、あくまで、ご本人の同意を得なければ、情報を得ることはできないため、事前に情報を共有するということではできませんが、これまでも、相談者への対応時には、ご本人の了解を得ながら、関係部署と連携し、相談者の生活全般を意識して対応しているところであり、今後においても、相談者の目線に立ち、柔軟かつ丁寧な対応に努めてまいります。

## < 再 質 問 >

生活困窮者自立支援について、本定例会に議案としてあがっております町税の納期の変更は、従来の支払いからすると、1期、2.5倍の金額となり、また、健康保険税も1.4倍強となります。激変緩和策もない中で、1期の支払金額が増えることとなります。徴収率をあげようとする目論見とは、逆に滞納が増える懸念をぬぐいきれません。複数の料金の延滞をしている世帯もあると思います。滞納については、守秘義務が課せられているというが、岩内町個人情報保護条例の第6条、第7条の例外規定の枠組みに基づき情報を得、支援対象となる世帯の状況について、支援関係者が有する情報を共有することなどにより、相談につなげ包括的な支援をより効果的に実施することができると考えますが、再度、答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

岩内町個人情報保護条例では、本人の同意があるとき、または、個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつ、やむを得ないと認められるときに、個人情報を収集することが可能としております。

したがいまして、今後におきましても各部署で保有している情報につきましては、ご本人の了解を得ながら、相談内容に応じ、関係部署と連携し、柔軟かつ丁寧な対応に努めてまいります。

## ＜ 再々質問 ＞

生活困窮者自立支援について、給水停止執行件数が7件、国民健康保険短期被保険者証発行が103件と生活、生命に関する事項について答弁しております。このことは、岩内町個人情報保護条例第6条、第7条の例外規定を適用し、自立支援へ向けて相談を行うべきではないのか答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

岩内町個人情報保護条例では、本人の同意があるとき、または、個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつ、やむを得ないと認められるときに、個人情報を収集することが可能としております。

したがいまして、今後におきましても各部署で保有している情報につきましては、ご本人の了解を得ながら、相談内容に応じ、関係部署と連携し、柔軟かつ丁寧な対応に努めてまいります。

## 2 原子力防災について

泊発電所周辺地域原子力防災計画計画編の第3章緊急事態応急対策、第5節防護対策（2）避難の指示に、本部長は、避難の実施に当たり周囲の状況により、避難の立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、屋内退避の検討を行うが追加されました。

そこでお伺いいたします。

①この中の、危険を伴う周囲の状況とはどのような状況を想定しているのか。

②原子力災害時、要配慮者のための建設中も含めて放射線防護施設は何施設になるのか。

要配慮者とはどのような人が対象で、各々何人となっているのか。

原子力災害時、放射線防護施設に収容できるのは何人か。誰がその施設に連れていくのか。

安定ヨウ素剤の配布は誰がどのように行うのか。

乳幼児の安定ヨウ素剤はどうするのか。

③学校施設における、児童生徒の原子力災害時の避難計画の内容はどのようなものなのか。

学校教職員にその役割内容は周知しているのか。危険を伴う周囲の状況時、屋内退避となった場合、授業中など校内にいる児童生徒はどのように安全を確保するのか。

西小学校にある防護施設に西小学校の児童は収容とはならないのか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、危険を伴う周囲の状況とはどのような状況を想定しているのかについてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画計画編に追加された、避難の実施に当たり周囲の状況等、避難のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合とは、自然災害などにより、避難経路上に障害物がある場合や、避難路自体が損壊している場合、暴風雪により屋外に出ることが危険な場合などであります。

2 項めは、建設中も含めて放射線防護施設は何施設になるのか、要配慮者とはどのような人が対象で、各々何人となっているのか、放射線防護施設に収容できるのは何人か、誰がその施設に連れていくのか、安定ヨウ素剤の配布は誰がどのように行うのか、乳幼児の安定ヨウ素剤はどうするのかについてであります。

放射線防護施設については、原子力災害対策指針において、早期の避難が困難な住民等が、一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校などの避難所として活用可能な施設に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことが必要である旨、示されております。

これを受け、本町においても平成26年度より避難所の放射線防護対策事業に取り組んでおり、現在、障がい者支援施設、介護老人保健施設、小学校の3施設の放射線防護改修を終え、医療機関と保健センターの2施設の整備を行っており、合わせて5施設となります。

次に、この施設の収容対象者は、高齢者、障がい者、妊婦などの要配慮者の内、早期の避難が困難な方や、避難途中で健康リスクが高まる方などとしており、防災計画に記載されている平成28年12月末の、高齢者、障がい者である避難行動要支援者数は、1,485人、これに妊産婦113人、乳幼児488人などが加わることとなりますが、本人の健康状態や家族の状況などにより、対象人数は、変動するものであります。

次に、放射線防護施設の収容人数については、施設整備時の計画人数となりますが、小学校が413人、保健センターが160人、民間の障がい者支援施設・介護老人保健施設・医療機関が、合わせて1,032人となっております。

次に、誰が施設に連れていくのかについては、防護施設への移動は、基本的には家族又は支援者が行うものとしておりますが、移送者がいない方は、役場、消防、警察などが協力して行うこととしております。

次に、安定ヨウ素剤の配布は誰がどのように行うのかについては、UPZである岩内町においては、集合場所での緊急配布を基本としておりますので、集合場所開設の準備段階で、集合場所開設要員である町職員が安定ヨウ素剤を運搬いたします。

その後、国から配布指示があった場合には、町職員及び北海道医療班により、安定ヨウ素剤の説明と事前問診を行い、配布することとしておりますが、一部放射線防護施設においては、安定ヨウ素剤の分散備蓄をするための準備を進めているところでもあります。

次に、乳幼児の安定ヨウ素剤については、乳幼児向けのヨウ化カリウム内服ゼリー剤が新たに開発され、岩内町にも配備されており、緊急配布時には、このヨウ化カリウム内服ゼリー剤を配布することとしております。

3 項めの、防護施設に西小学校の児童は収容とはならないのかについてであります。

学校児童は施設敷地緊急事態の段階で保護者へ引き渡すこととしており、引き渡せない児童については、他の町民と一緒に小学校内で屋内退避を続け、一時移転や避難の指示があった場合は、バスにより避難することとなります。

よって、一時的に西小学校に屋内退避で留まることはありますが、放射線防護施設の収容対象とはなっておりません。

## 【答 弁】

### 教育長：

3項めは、学校施設における児童生徒の原子力災害時の避難計画の内容はどのようなものなのか、学校教職員にその役割内容は周知しているのか、危険を伴う周囲の状況時、屋内退避となった場合、授業中など校内にいる児童生徒は、どのように安全を確保するのかについてであります。

学校施設における児童生徒の原子力災害時の避難につきましては、泊発電所周辺地域原子力防災計画に基づき、安全かつ迅速に避難等の対応を行う必要があることから、教育委員会では、岩内町立学校における原子力災害発生時対応マニュアルを策定し、各学校に通知しているところであり、各学校では、このマニュアルに基づき、児童生徒および教職員の安全確保に努め緊急時に迅速な対応を、図るものとしております。

このマニュアルの内容といたしましては、原子力災害時には校内放送等により、屋内外にいる児童生徒を速やかに教室に戻し、校舎内の玄関や窓等を閉め、人数の把握を行う事項や、保護者への連絡及び引き渡しなどの内容をはじめ、児童生徒の健康観察、飲み物や食べ物の摂取に関する事項等が、記載された内容となっております。

次に、学校教職員にその役割内容は、周知しているのかについてであります。

学校教職員に対する役割内容の周知につきましては、職員会議、研修等において、岩内町立学校における原子力災害発生時対応マニュアル等の内容や各教職員の役割に応じた行動の確認を行い、全ての教職員が、原子力災害発生時に、迅速かつ安全に対応できるよう努めているところであります。

次に、危険を伴う周囲の状況時、屋内退避となった場合、授業中など校内にいる児童生徒は、どのように安全を確保するのかについてであります。

危険を伴う周囲の状況時とは、避難の実施に当たり、避難のための立ち退きを行うことが、かえって危険を伴う場合であることから、この時点ではすでに児童生徒については、保護者に引き渡している状況となります。

ただし、保護者に引き渡せない児童については、他の町民と一緒に小学校内で屋内退避を続け、一時移転や避難の指示があった場合は、バスにより避難することとなります。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、児童生徒が教職員の指導のもと、安全かつ迅速に避難等が行われるよう、町が実施する原子力防災訓練等への参加や、防災教育の充実に取り組んでまいります。

## < 再 質 問 >

放射線防護施設、5つの施設があると言いましたが、町の施設以外については受入れの了承を得ていますか。

収容人数は、計1,605人ありますが、収容対象者は2,086名と答弁しており、全員が収容できることにはなっていませんが、このことについての見解を求めます。

また、避難行動要支援者に対して介護の人やサポートが必要な人もいますので、実際の人数はもっと増えるのではないかと思います。そのへんの見解を求めます。

また、そのような避難をさせる方がいない場合に、役場、消防、警察等の職員が移送すると答弁がありましたが、そのような移送せざるを得ない原子力防災については、今の役場、消防、警察の職員の方々は、別な業務に就いていると思います。誰がこのような移送の指示をするのか、お答え願いたいと思います。

次に、原子力災害時、各学校から児童生徒の保護者に連絡し、引き渡しを行うとしていますが、原子力災害とは、放射性物質が環境に放出してる状況であり、なおかつ危険を伴う周囲の状況の場合、各学校にいる児童生徒の安全はどのように確保するのか、答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、町の施設以外については了承を得ているのかについてであります。民間の工事が終了した放射線防護施設については、受け入れ要請に対する承諾を得ております。

2 項めは、収容人数は計 1, 6 0 5 人であるが、収容対象者は 2, 0 8 6 人と答弁しているが、全員が収容できることになっていないのではないかについてであります。

収容対象者のうち、乳幼児や妊産婦の中には避難を優先する場合があること、避難行動要支援者においても、本人の健康状態や家族の状況などにより変動すること、更には役場庁舎での収容で対応することとしております。

3 項めは、避難行動要支援者に対して、介護の人をサポートが必要な人もいますので、実際の人数はもっと増えるのではないかについてであります。このようなサポートをする人の中で収容を希望される場合も考えられることから、その分が増えることも予想されます。

4 項めは、役場職員が移送というが、誰が移送指示するのかについてであります。

移送の指示については、町の災害対策本部より救護部に指示し、また、消防や警察などへも本部から要請し対応することといたします。

**【答 弁】**

**教育長：**

放射線物質が環境に放出されている状況で、なおかつ、危険を伴う周囲の状況の場合、各学校にいる児童生徒の安全をどのように確保するのかについてであります。

学校独自の判断で行動はせず、災害対策本部からの指示を待つこととなりますが、学校といたしましては、屋内退避を継続することとなり、一時移転や避難の指示があった場合、バスにより避難することとなります。

## < 再々質問 >

原子力防災について、収容対象者をなるべく少なくするための状況を答弁していると考えられますが、サポートする人も増えている中で、全員が収容できないとの言い訳に過ぎないと思いますので、この件に関して再度答弁を求めます。

また、放射性物質が環境に放出されている状況下で、なおかつ危険を伴う周囲の状況のもとで、役場、消防、警察各職員が移送することが実体論で可能なのかどうか、可能であればその論拠を示してもらいたいと思います。

**【答 弁】**

**町 長：**

1項めは、サポートする人も増えるのではないかについてであります。

サポートする人の分も予想されますが、収容者は避難の優先や本人の健康状態、家族の状況により変動し、また、役場庁舎での収容で対応することとしております。

2項めは、放射性物質が放出した中で役場、消防、警察での移送は可能なのか、根拠については何かについてであります。

移送時には、EAL・OILの区分に基づき、災害対策本部の指示により、役場、消防、警察が連携して対応することとなっております。

### 3 泊原子力発電所の安全対策について

北海道電力による、泊発電所の安全対策等に関する説明会が2016年4月13日から8月9日まで後志管内20市町村64カ所で開催されました。

その会場での質問と回答が北電のホームページに載っております。

その一部です。

- ①泊発電所の基準地震動は入倉・三宅式を採用しているが、前原子力規制委員会委員長代理の島崎氏が主張するように断層の評価方法にも武村式もあれば松田式もある。いろいろな方式を取り入れるべきではないかとの質問に対し、北電は十分な安全性をもたせて設定していると答えている。
- ②敷地内に11条の断層があり地震は起きないのかとの質問に対し、北電は耐震設計上考慮する活断層ではないと答えている。
- ③防潮堤や貯留堰は基準地震動による揺れや基準津波に耐えられるのかとの質問に対し、北電は揺れに耐えられるほか津波による水圧も考慮した設計と答えている。

これらは、その後の原子力規制委員会の審査会合で、

- ①積丹半島は地震性隆起であることを否定することは難しい。基準地震動、基準津波等については最新の評価方法を用いて影響を確認すること。
- ②敷地内の断層が活断層ではないと判断するには根拠となるデータが不足。
- ③防潮堤地盤については液状化などの被害の実例をふまえた検討を行うことと原子力規制委員会は北電に対し、より安全性を考慮した調査と検討を指示しています。

平成29年度町政執行方針に、泊発電所の安全・安心の確保は最優先事項と考えており、国の審査状況を注視するとともに、事業者に対しましては、より一層の安全・安心の確保が図られるよう万全の対策を引き続き強く求めてまいりますとあります。

町長としては規制委員会の北電に対するこれらの指摘についてどのような認識を持っているのか、また、それに基づいてどのような対応をするのかをお伺いします。

**【答 弁】**

**町 長：**

泊発電所に係る、新規制基準適合性に係る審査の中で出された原子力規制委員会の指摘等については、原子力規制委員会が新規制基準への適合性を判断する上で、科学的・技術的な観点から必要となる事項等について、事業者へ求めたものと認識しており、泊発電所の安全性をより高めるためのものと考えております。

原子力発電所については、安全・安心の確保が最優先事項と考えており、指摘等については、事業者として真摯に対応されるよう、北海道電力株式会社に引き続き、強く求めてまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

伊方原発3号機は、2016年7月に原子力規制委員会の新規制基準に合格し、再稼働をしています。にも関わらず、今年12月13日、広島高等裁判所において、広島地裁の判決を覆し、伊方原発3号機の運転差止め仮処分が認められました。

原発の安全性に、影響を及ぼすようなことが発生する可能性をそれなりに証明できないなら、安全性に欠けるとは言えないとの広島地裁の判決から、安全であることが証明できない以上、原発の運転は認められないと、安全の証明を事業者に求めているのが広島高裁の判決内容であります。

原子力規制委員会田中前委員長と同様に、更田委員長も、新規制基準に適合したからといって安全だとは言わないと述べており、新規制基準の審査に合格したからといって安全を担保するものではないのです。このことから、現在の北電の安全性の証明についての対応については、認めることができません。

上岡町長においては、今後とも安全を第一に北電に対応するということですが、危険にさらされるのは、当事者は、私たちなのです。具体的にどのように安全を求めていくのかを、再度答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

原子力発電所については、安全・安心の確保が最優先事項と考えており、事業者として不断に取り組まれるよう、北海道電力株式会社に引き続き、強く求めてまいりたいと考えております。